事業計画書

自 令和7年 1月 1日 至 令和7年12月31日

公益財団法人日本相撲協会

令和7年度事業計画

1. 目的及び事業

この法人は、太古より五穀豊穣を祈り執り行われた神事(祭事)を起源とし、我が国固有の国技である相撲道の伝統と秩序を維持し継承発展させるために、本場所及び巡業の開催、これを担う人材の育成、相撲道の指導・普及、相撲記録の保存及び活用、国際親善を行うと共に、これらに必要な施設を維持、管理運営し、もって相撲文化の振興と国民の心身の向上に寄与することを目的とし、その目的を達成するために、次の事業を行います。

《公益目的事業》

「相撲文化の普及振興」として、本場所や地方巡業など相撲競技の公開、これらを担 う人材の育成や、青少年・学生等への指導普及、また相撲記録や相撲に関する各種資 料の保存及び活用を通じ、相撲文化の普及振興と国民の心身の向上を目指します。

《収益事業》

- (1)「貸館」事業として、東京本場所以外の時期に、催し物等の会場として一般事業 会社等へ国技館施設を貸し出すほか、所有する「国技館ビル」を整備し、企業 等へ賃貸借を行います。
- (2)「広告販売」事業として、公式ホームページ、公式SNS、国技館建物の内外、 地方場所の館内外広告および呼出着物広告枠の販売を行います。
- (3) 「物品販売」事業として、協会公式グッズの企画制作・販売を行うほか、公式ファンクラブの運営を行います。
- (4)「一般外来診療」として、国技館内に設置されている相撲診療所において、一般 外来診療を行っています。

これらを収益事業とし、収益の向上を図ることにより公益目的事業の運営を支えます。

《その他の事業(相互扶助等)》

「協会員福利厚生」を事業の内容とし、協会関係者の福利厚生を行います。

- 2. 公益目的事業(相撲文化の普及振興)
- (1) 本場所及び巡業の開催
- ①本場所の開催

相撲の一般公開として、本場所を年6回(東京3回、大阪1回、名古屋1回、福岡1回)行います。

本場所は、単なる競技スポーツやその興行ではなく、相撲が本来持つ伝統芸術や神

事性等の文化の振興と、次世代への継承を図るものであり、我が国の伝統的文化として重要な役割を果たす本協会の基幹事業と認識し、各国使節団や在日外交官等の相撲 観覧には積極的に便宜を与え、諸外国との親善に寄与するとともに国技相撲の紹介に 努めます。

| 1941 1 *27 + 30/17 20 20 10 10 20 20 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 | | | | | |
|---|----------------|-------|--------|-----|--------------|
| 場所 | 番附発表 | 初日 | 千秋楽 | 開催地 | 举行場所 |
| 1月場所 | 令和6年 12月23日 | 1月12日 | 1月26日 | 東京 | 国技館 |
| 3月場所 | 2月25日 | 3月9日 | 3月23日 | 大阪 | エテ゛ィオンアリーナ大阪 |
| 5月場所 | 4月28日 | 5月11日 | 5月25日 | 東京 | 国技館 |
| 7月場所 | 6月30日 | 7月13日 | 7月27日 | 愛知 | IGアリーナ |
| 9月場所 | 9月1日 | 9月14日 | 9月28日 | 東京 | 国技館 |
| 11月場所 | 10月27日 | 11月9日 | 11月23日 | 福岡 | 福岡国際センター |

令和7年の本場所の公開実施計画は、次の通りです。

公益財団法人として、更なる収益構造の改善に努めます。公式ファンクラブ運営による入場券の先行販売強化、入場券のコンビニエンスストア販売、インターネット販売の強化による販売網の拡大や、団体販売・案内所販売の強化、本場所の前半平日の販売強化等、販売促進と業務の効率化を図ります。

本場所開催時には、番附表・星取表・本場所パンフレット・英文パンフレットの製作と販売、懸賞広告の掲出等を行います。

また、観客の利便性を図るため、分煙コーナーやベビー休憩室を設置します。

本場所の千秋楽の翌日には、理事長の諮問により、横綱の推薦、その他横綱に関する諸案件について審議・答申を行う横綱審議委員会を開催します。 また、横綱審議委員による稽古総見も実施します。

本場所開催前には、大相撲における古くからの伝統を踏襲し、御免祝、土俵祭を行います。御免祝は江戸時代に相撲興行を行うため、寺社奉行より開催許可(御免)を頂き祝った行事を、現在も伝統として引き継いでいるもので、現在は報道関係者、相撲案内所等と大相撲の開催を祝しています。

土俵祭は、各本場所初日の前日、一般に公開して本土俵の上で執り行います。立行司が祭主となって新しく築いた土俵に神々をお迎えして祝詞を奏上し、お客様の幸せや場所中の安全と無事、さらには国家の安泰、五穀豊穣を祈願します。土俵祭は本場

所初日前日のほか、場所前の相撲部屋や、巡業開催前などにも行います。

令和7年以降の名古屋場所開催会場が「IGアリーナ(新愛知県体育館、令和7年 春竣工予定)」であることから、新たな桟敷席の構築を含め、開催・運営方法の検討 を進めます。

②巡業の開催

イ)本場所開催地以外の地方を巡回し、相撲の公開を行い、相撲文化の普及振興を図ります。

春巡業・・・主に関東・東海・近畿を巡回します。

夏巡業・・・主に東北・北海道・信越を巡回します。

秋巡業・・・主に東海・北陸・関西・中国・四国を巡回します。

冬巡業・・・主に九州・沖縄を巡回します。

- ロ)特別興行として、令和7年2月9日(日)にフジテレビ主催の「日本大相撲 トーナメント」を開催予定です。
- ハ)日本国と諸国との友好親善と文化交流に貢献することを目的とし、海外公演や海外巡業の交渉を進めてまいります。令和7年10月には、英国ロンドンでの大相 撲公演を予定しています。

③ その他

- イ)明治神宮、伊勢神宮、熱田神宮等にて、奉納相撲及び横綱土俵入りを行います。
- ロ) NHK厚生文化事業団が主催する「福祉大相撲」は、令和7年2月8日(土)に開催します。当協会は、NHKの要請に基づき例年通り全面的に協力します。
 - (2) 相撲道の伝統と秩序を維持するために必要な人材の育成

相撲は単なる競技スポーツではなく、神事や様式美等、日本固有の伝統文化の側面を有しています。そうした相撲道の伝統と文化を維持するための人材の育成は極めて重要であることから、人材育成を相撲事業の一環として注力してまいります。

力士、行司、呼出、床山となることを希望する者の中から、一定の基準(身長、体重、年齢等)を満たす者を、年寄が運営する相撲部屋の所属員として登録した上で、協会員として育成を行います。また、土俵上の礼儀、作法や、立合いの指導のみならず、日常の礼儀作法の教育も行います。

相撲教習所では、年6回本場所毎に力士として登録した新弟子に対し、実技指導及び教養講座を中心に6ヶ月間の教習を実施します。教養講座は運動医学・国語(書道)・社会・修行心得(話し方)・相撲史などです。新採用の行司、呼出、床山も相撲史を教習します。また相撲史教習の一環として、野見宿禰神社の奉仕活動(境内清

掃)を行います。これらを通じて教習生は、相撲の基本の取得、相撲道の理解を深めるとともに、一般常識を養います。

行司、呼出、床山において、特に実技指導については、職域団体である行司会、呼 出会、床山会が行います。

- (3) 青少年、学生等に対する相撲道の指導普及 青少年や学生等に対し相撲競技等の指導普及活動を行い、相撲文化の振興と国民の心 身の向上を図るため、下記の業務を行います。
- ① 相撲大会の後援・協賛等を行い、特に子供の大会等の実施には国技館を無料で貸し出します。
- イ) 全国中学校相撲選手権大会の後援
- ロ) わんぱく相撲の指導・後援(相撲部屋での無料宿泊を受け入れ)
- ハ) 地方における少年相撲教室開催の後援
- 二) 全国都道府県中学生相撲選手権大会の協賛
- ホ) 一般相撲指導者の相撲研修の実施
- へ) 全国で開催される子供の相撲大会へのメダル等の寄贈

ただし各種相撲大会に対する支援は、大会等のそれぞれの実施団体の開催の決定によって行います。

- ② 「相撲健康体操」の指導普及を行います。 夏休み期間を利用して、国技館エントランスにて実施。入場無料で、年寄・力士 が直接指導します。
- ③ 大相撲の歴史や文化について一般に認知を広げるため、国技館を利用した博覧会など催し物の開催を検討します。
- ④ 相撲文化を通じた福祉活動、慈善活動、地域活動を行い、それらの活動を普及推進し、地域への貢献や活動を推進します。
- ⑤ 各地相撲道場会員等の進級試験及び親善相撲大会を開催し、段位、級位を授与します。その際、受験料や参加費を無料とします。 ただし、令和7年度は、国技館が改修工事の為に使用できず、中止とします。
- ⑥ 東京近郊の4つの相撲道場に対して、運営助成金の支給などの支援を行います。
- ⑦ 夏期、少年スポーツ団体や小中学校の部活動に対して、相撲部屋の開放を行い、 相撲部屋の稽古や食事を体験できる機会を設けます。

- ⑧ 大相撲のもつ歴史的側面や様式美を周知するため、漫画形式の冊子として、「大相撲伝」「大相撲入門編」を、引き続き一般の方々に無料配布します。
- ⑨ 学校相撲部・相撲クラブ等による稽古合宿の場として利用してもらうほか、相撲 未経験者・一般を対象とした相撲体験教室の機会を提供し、相撲の普及を図るた め、草津相撲研修道場を供用します。

(4) 広報活動

相撲文化の普及のため、随時、情報提供・情報発信を行います。

- ① 公式ホームページを随時更新するほか、SNS (X・インスタグラム・ティックトック等)、ユーチューブ等を通じ、動画を活用とした情報発信を充実させ、より親しみやすい内容の情報提供に努めます。
- ② 外部イベントやタイアップキャンペーンへの協力など、広報宣伝活動を活発に進めます。
- ③ 公式キャラクターの活用を積極的に行い、若・低年齢層、女性層のファン拡大に 努めます。
- ④ 大相撲の潜在的な要素に新たな価値を見出し、より魅力的で充実した企画を提案します。
- ⑤ 機関紙「相撲」の刊行をベースボール・マガジン社に委託し、相撲の普及を図ります。

(5) 相撲の勝敗等及び映像の記録の保存・活用

相撲文化を後世に残し、また相撲文化の普及に活用するために、相撲競技等記録の制作・保存、開示を行います。

保存映像の高画質化・デジタル化を進め、記録映像を有効に活用する方法を策定 し、相撲の普及に努めます。

また、協会が所有する全ての映像をデータ化し、デジタルアーカイブの構築を進め、貴重な映像の永久保存を図ります。

(6) 相撲博物館の維持及び管理運営

資料の収集および整理・修復を行い、展覧会や展示解説を通じて、大相撲の普遍的、潜在的な魅力を積極的に発信していきます。

① 資料は、相撲博物館における展示のほか、外部の博物館・美術館等への貸与を行います。

- ② 資料情報をより良好な状態で後世に引き継ぐため、デジタルアーカイブ化を推進し、管理・運営を行います。また、デジタルアーカイブを活用し、展示室に設置したデジタルサイネージで、大相撲の文化や歴史の展示を行います。
- ③ 野見宿禰神社の維持管理に管理者を置き、月次祭等を実施いたします。 また、展示室に授与所を設け、授与品の取扱いを行います。

3. 収益事業

(1) 貸館事業

公益目的事業である相撲競技の公開のため、協会が所有する国技館を、東京本場所の興行のため使用します。その時期以外については、催し物等の会場としてスポーツ興業や音楽コンサート等の一般団体等へ有料で貸出しを行います。

- ① 収益性を高めるため、代理店やイベンターなどへの営業を推進し、特に平日の 稼働率を強化します。
- ② 公共性の高い催し物・イベントについては、その内容に応じて使用料の減免も行います。
- ③ 所有する国技館ビル(東京都墨田区横網1丁目11番1号)を貸し出し、賃料収入を確保します。

(2) 広告販売事業

当協会の事業に賛同いただける企業等に対し、国技館内ほか地方場所会場及び巡業開催地における広告・協賛・パートナーの募集拡大に努めます。

国技館南門のデジタルサイネージ「両国大相撲ビジョン」では、大相撲や広告画像 の掲出だけではなく、告知や緊急放送など公共に資する取組みも行います。

(3) 物品販売事業

大相撲の魅力が伝わるよう新たなグッズを制作し、本場所中の館内での販売のほか、通信販売サイト「SuMALL」での販売を強化し、また卸販売により、さらなる販路拡大を図ります。

協会公式グッズの企画制作・販売に関しては、引き続き、大学との「産学連携」を 行い、大学と連携をして新規のグッズ開発を行い、相撲ファン層の拡大を図るととも に、大学の研究開発や人材育成に貢献します。

協会所有の画像や映像の販売については、往年の名場面の集めた「アーカイブ場所」のほか、インターネットを活用した通信販売を促進します。「アーカイブ場所」については、社会貢献の意味合いも含め、日本各地の老人ホーム、ケアセンターでの放映を、運営団体と協議します。

大相撲公式ファンクラブでは、入場券の先行販売や会員限定コンテンツの販売を通 し、大相撲の更なる魅力の提供に努め、ファンの皆様とのより深いつながりを構築し ます。

(4) 一般外来診療事業

国技館内に設置されている相撲診療所において、一般外来の診療を行います。

4. その他の事業(協会員福利厚生事業)

- (1) 相撲診療所は、年寄・力士・行司等の協会員、職員等に対し、毎年定期健康診断を行い心身のサポートを行います。また、福利厚生として本人の診療を無料で行います。電子カルテを活用し、常勤の内科医・整形外科医による力士らの健康管理を総合的に推進します。
- (2) 診療所における力士等の業務上の傷病に対して、その治療費を負担します。
- (3) 力士の健康保全・怪我の防止を主眼とした、簡易のリハビリテーションを実施し、力士の体調管理を援助します。また、テーピング講座を引き続き実施します。
- (4) 本場所中に救急救命士を土俵の周辺に配置し、緊急時に適切で速やかな対応を 行えるよう、力士の安全対策を講じます。
- (5) AED (自動体外式除細動器)の講習会を、随時、国技館や相撲部屋で実施します。
- (6) 力士の引退後の就労支援を主眼とした、通信教育での高校卒業資格取得を後押しします。
- (7) 引退する力士に対する再就職先の斡旋、受け入れ先企業を開拓し、力士のセカンドキャリアの充実を図ります。

5. 法人の運営・管理

- (1) 協会員・関係者・お客様の安全を守るため、国技館、本場所・巡業開催場所、 相撲部屋等の安全性の維持向上に努めます。
- (2)維持員制度の主旨に賛同していただける法人あるいは個人の方々を募り、寄付金収入(維持費)の確保に努めます。
- (3) 老朽化している国技館を維持・経営するため、将来の建て替えを踏まえた国技

館の改修工事を、引き続き効果的に行います。国技館施設において老朽化が加速している現況をふまえ、安全な運営と維持管理を目的に、緊急性の高い工事項目を優先し改修工事を実施していきます。

- (4) 台風や地震等の大規模災害に被災された地域に対して、寄附などの復興支援や、横綱復興土俵入り等の力士による慰問を行います。
- (5) 「暴力団等排除宣言」を厳守することや、「暴力団排除条例」を確実に実行し、暴力団排除の気運をより高めるとともに、「相撲競技観戦 契約約款」に基づき、引き続き、反社会的勢力の排除を推進します。
- (6) 危機管理委員会およびコンプライアンス委員会において、これまで以上に不 祥事に対する予防、発生した不祥事に対する適宜・適切な対応および再発防止 策の検討を行います。またコンプライアンスの強化を図るため、具体的・横断 的な研修の実施や意見交換、報告体制などの強化に努めます。
- (7) 令和5年に設置した「相撲文化継承委員会」において、大相撲の伝統文化を未来に継承し、更に発展させる為に必要なことを、協会の現状を踏まえながら、 検討・実施します。
- (8) 墨田区との「包括連携協定」に基づき、地域の社会貢献活動などを連携して行 うと共に、新小学1年生にランドセルカバーを寄贈し、小学校で親方力士らに よる「出前授業」を行う等、地元墨田区民に対して改めて大相撲の魅力を伝 え、地域で応援していただけるように努力します。
- (9) プロスポーツ在京14団体による「TOKYO UNITE」に参画し、子どもたちがスポーツに取り組める環境の設定や、ほか社会が抱える諸問題の解決に取り組みます。
- (10) 令和7年度は、財団法人設立100周年記念の年であることから、100周年 事業を実施する予定です。

以上